

武豊町立図書館資料収集基準

(平成 14 年 9 月 1 日改訂)

1 基本方針

図書館法および町条例規則に従い、住民の生涯学習と余暇活動の場としてふさわしい資料を幅広く収集する。

2 収集の原則

- ①資料の収集は、住民の要求および地域性をじゅうぶんに考慮し、各種書評等も参考にしながら、図書館職員によっておこなうものとする。
- ②ベストセラー、ロングセラー図書および各種推薦図書、受賞図書等は、積極的に収集する。
- ③武豊町とその周辺の郷土に関する資料は、できる限り収集保存をはかる。
- ④古今東西の名著を充実させるとともに、時代の流れに沿った最新の情報の収集にも努めてゆく。
- ⑤思想・立場・趣味等を差別することなく、あらゆる資料を広く公平に収集する。
- ⑥ただし、以下の資料は特別な事情のないかぎり、収集を控えるものとする
 - ア 図書館での利用に耐えられない形態の資料
 - イ 書き込みや切り抜きを目的とした資料
 - ウ 受験用参考書、問題集、学術専門図書

3 特殊資料の収集

- ①郷土資料
 - 武豊に関する資料は、商業出版物・自費出版物・行政出版物を問わず、積極的に収集保存する。保存・閲覧のため、複数の収集に努める。
- ②児童書
 - 各年齢の学力を考慮して、まんべんなく収集するよう留意する。
- ③漫画
 - ストーリー漫画については、流行にとらわれずに、評価の定まった愛蔵版を中心に収集する。
- ④視聴覚資料
 - 流行にとらわれず、図書資料で理解しづらい分野のものや、読書の手助けとなるような内容のものを収集する。また、視覚障害者のための音訳資料についても収集に努める。
- ⑤その他
 - 全集については、蔵書構成や活用方法をよく検討の上、慎重に選択する。